

第1条 (外貨預金の取扱)

(1) 外貨預金として開設する口座の種類ならびに通貨の種類のほか、預入れ・払戻し・継続・利息支払等にかかる一切の取扱は、全て当行所定の手続きによります。

(2) 当行は銀行営業日であっても、本邦外国為替市場の閉鎖日には外貨預金の取扱は行わないものとします。

第2条 (払戻し)

(1) 外貨預金は、当行所定の場合を除き、本邦通貨以外の通貨で、現金により払い戻すことは出来ないものとします。

(2) 外国為替市場において外国為替取引が行われないなど、外国通貨の入手が困難な場合等には、預金者が当行に外貨預金を当該外国通貨により払戻すように請求した場合（他の口座への振替も含む）でも、当行は当該外国通貨もしくは当行所定の外国為替相場により換算した当該外国通貨相当額の本邦通貨、またはそれらの組み合わせのいずれをもって支払うことができるものとします。

第3条 (変更・取消)

(1) 外貨預金の預入れ・払戻しにかかる日時、金額、利率、適用外国為替相場等の取引条件については、預金者と当行が合意をした後は、その取引実行の前後を問わず変更又は取引は出来ません。

(2) 前記(1)にかかわらず、当行がやむを得ないものと認めて、変更又は取り消しに応じる場合には、預金者はそのために生じる一切の手数料、費用、精算金、損害金等を当行に支払うものとします。

第4条 (適用外国為替相場による換算)

(1) 当該外貨預金の外国通貨以外の通貨により、外貨預金に預け入れる時は、当行所定の外国為替相場を適用して、当該外国通貨に換算します。

(2) 当該外貨預金の外国通貨以外の通貨により、外貨預金を払い戻す時（他の口座への振り替えも含みます。）は、当行所定の外国為替相場を適用して、当該外国通貨に換算します。

第5条 (届出事項の変更、通帳・証書の再発行)

(1) 外貨預金にかかる通帳・証書や印章を失った時、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面によって取扱店に届け出てください。

(2) 外貨預金にかかる通帳・証書または印章を失った場合の元利金の支払い又は通帳・証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、又、保証人を求める事があります。

(3) 通帳・証書を再発行する時は、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

第6条 (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された時は、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届け出て下さい。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた時は、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届け出て下さい。

(3) すでに、補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に取扱店に届け出て下さい。

(4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消又は変更等が生じた時にも同様に取扱店に届け出て下さい。

(5) 前記(1)から(4)までの届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第7条 (印鑑照合等)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相応の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類に付き偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第8条 (相殺等)

(1) 預金者が当行に対し弁済期の到来した債務を負担している場合は、外貨預金の期日到来のいかなにかかわらず、当行はいつでも当行所定の方法により当該外貨預金を相殺し、または弁済に充当する事ができます。

(2) 前記(1)により生じた費用・損害金等については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、全て預金者が支払うものとします。

第9条 (手数料等)

(1) 外貨預金の預入れ・払戻し等に関する諸手数料・費用等については、預金者は当行所定の利率により、当行に支払うものとします。

(2) 外貨預金に関する預金者の支払うべき清算金、損害金等については、預金者は、当座勘定規定、普通預金規定、外貨預金の諸規定の定めにかかわらず、小切手の振出または払戻請求書の提出なしに、当該外貨預金または所定の当座勘定もしくは普通預金から引き落とされることを承認するものとします。

第10条 (譲渡・質入れ等の禁止)

(1) 外貨預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および通帳・証書については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させる事できません。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

第11条 (自己責任の原則)

預金者は、外貨預金を預入れまたは払戻す時は、外国為替相場の動向等

によっては払戻し時の円貨額が預入れ時の円貨額を下回るなど、損失が生じるリスクがあることを十分に理解し、預金者自らの判断と責任において行うものとします。なお、外国為替相場等の動向により生じた損害等については、当行は責任を負いません。

第12条 (外国為替関連諸規定)

外貨預金に関する取引は、「外国為替及び外国貿易法」および同法に基づく政令規則等（以下これ等を「外国為替関連法令」という。）に従って取り扱うものとします。将来、外国為替関連法令が変更された場合も同様とします。

第13条 (準拠法・裁判所管轄権)

この規定およびこれに付随する規定の解釈は日本の法律によって行われるものとし、万一この規定およびこれに付随する規定に関し紛争が発生した時は外貨預金の当行の取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第14条 (その他の規定の適用)

外貨預金は、この共通規定のほか、個別の預金規定および約定書等の定めを適用します。

第15条 (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知又は送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかった時でも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第16条 (この規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他、相応の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表する事により、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

外貨定期預金規定

第1条 (預金の支払時期)

(1) この預金は、通帳または証書記載の満期日(以下「満期日」という。)以後に利息とともに支払います。

(2) この預金は、当行がやむを得ないと認めた時を除き、満期日前に解約する事は出来ません。

第2条 (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数及び通帳または証書記載の利率(以下「約定利率」という。)によって計算し、この預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数及び満期日における当該外国通貨の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数及び当行所定の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は1補助通貨単位とします。

第3条 (手数料)

この預金の預入れ・払戻し等を行う場合には、預金者は当行所定の手数料を支払うものとします。

第4条 (反社会的勢力等からの預金口座開設申込みの禁止)

この預金口座開設申込み時に、当行が実施する申込者に対する審査の結果、当行が承諾した場合にのみ預金口座を開設、利用することができます。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、当行が預金口座開設申込みをお断りするものと致します。

- (1) 申込者が第5条第2項の各号のいずれかに該当する場合
- (2) 申込者が「外国為替および外国貿易法」における資産凍結等の措置の対象者等または「米国 OFAC 規制」等における経済制裁対象者等に該当する場合
- (3) その他総合的な審査の結果、当行が申込者と取引を行うことを不適切と判断した場合

第5条 (解除)

(1) この預金を解約する場合には、当行所定の払戻し請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名記入)して通帳とともに、または証書の受取欄に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名記入)して当店に提出して下さい。

(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することが出来るものとします。なお、本条において通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所に於て発信した時に解約されたものとします。なお、本条の解除によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、本条の解除により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払って頂きます。

- ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

(3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することが出来るものとします。

- ①預金者が次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 「外国為替および外国貿易法」における資産凍結等の措置の対象者等
 - B 「米国 OFAC 規制」等における経済制裁対象者等に該当する場合
- ②この預金が「外国為替および外国貿易法」に規制される次の各号の取引に利用された場合
 - A 「外国為替および外国貿易法」における北朝鮮・イラン関連規制対象取引(核兵器開発、大型兵器開発関連等)。

B 「外国為替および外国貿易法」における北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物輸出入取引。

第6条 (元利繰上時の特例)

この預金の満期日に元利金が自動的に指定口座に入金されない場合(指定口座が指定されていない場合を含む)に、満期日以後はこの預金と同一の預金口座またはこの預金と共通の口座を使用する預金口座へ、元金に利息を加えて定期預金として預入れる場合(複数の元利金を1口にまとめる場合、および1口の元利金を複数に分割する場合を含む)に限り、通帳または証書の提出があれば、払戻請求書への押印または証書への押印がなくても、取り扱うものとします。

第7条 (事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、当行において銀行整理等、韓国の預金保険法における預金保険事故と同様な事態が生じた場合には、お客様の申し出により相殺する事が出来ます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するために、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。

(2) 前記(1)により相殺する場合には次の手続きによるものとします。
①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳と届出の印章(または署名)を押印の上、直ちに当店に提出して下さい。但し、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法によります。
③前記①による指定により、債権保全上支障が生じる恐れがある場合には、当行が通常と異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することが出来るものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次の通りとします。
①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は、満期日の前日までの期間は約定利率、満期日以後の期間は当行の計算実行時の当該外国通貨の普通預金の利率を適用します。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率も当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済する事により発生する清算金、損害金、手数料等は不要とします。

(4) 前記(1)により相殺する場合に外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし借入金の期限前弁済等の手続きについて当行の承諾を要するなどの制限がある場合においても相殺することが出来るものとします。

第8条 (外貨預金共通規定の適用)

この規定にない定めのない事項に関しては、外貨預金共通規定により取扱します。

第9条 (この規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他、相応の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表する事により、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上